

国土総合開発特別委員会議録第十七号

昭和三十三年四月十九日(金曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 五十嵐吉蔵君

理事志賀健次郎君 理事鈴木周次郎君

理事松澤 雄蔵君 理事竹谷源太郎君

理事渡邊 惣蔵君

愛知 揆一君 内海 安吉君

椎名悦三郎君 鈴木 直人君

三浦 一雄君 石田 有全君

北山 愛郎君 小平 忠君

中居英太郎君 西村 力弥君

日野 吉夫君

出席國務大臣

建設大臣 南條 徳男君

國務大臣 宇田 耕一君

出席府委員

總理府事務官(自治行政部長) 小林興三三君

總理府事務官(經濟企画庁長官) 植田 俊雄君

總理府事務官(開港部長) 足立 篤郎君

大蔵政務次官 岩武 照彦君

通商産業事務官(公益事業局長) 岩武 照彦君

建設事務官(計画局長) 町田 稔君

四月十九日

委員田中正巳君、保科善四郎君、渋谷 悠蔵君及び井谷正吉君辞任につき、

その補欠として椎名悦三郎君、内海 安吉君、渡邊惣蔵君及び中居英太郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

理事小平忠君理事辞任につき、その補欠として渡邊惣蔵君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の互選

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

東北開発促進法案(内閣提出第一一九号)

○五十嵐委員長 これより会議を開きます。

この際お諮りいたします。理事小平忠君から理事を辞任したいとの申し出がありますので、これを許可し、その補欠選任は先例により委員長において指名いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○五十嵐委員長 御異議なしと認め、渡邊惣蔵君を理事に指名いたします。

○五十嵐委員長 これより東北開発促進法案及び東北興業株式会社法の一部を改正する法律案を一括して議題とし、質疑を継続いたします。北山愛郎君。

○北山委員 開発促進法について統一してお伺いしますが、今まで問題になった点は、主として第十二条の例の地方財政再建特別措置法の特例の問題であります。昨日この第二項の内容であります、この条文の上だけでは、現在まで行われておる地方財政再建促進特別措置法の第十七条の政令に基く措置と大して変らないんじゃないか、あるいはまた、それよりも逆に損をするのではないか、これは開発促進上はかえって適当でないというふうな

疑いのあるふうに解されるので、その点についていろいろお伺いをしたのであります。問題は、これは明確でなかったものであります。問題になる点は、この第二項の開発促進計画に基づく事業の中で、地財再建法の第十七条の政令で列挙するような指定事業に該当するものの中で、さらに企画庁長官と自治庁長官が協議をして定める重要なものだけに、百分の百二十というふうな補助率の加算をするというふうなことで、この重要なものとはどういふようなものであるか、これが明確でない。

それからもう一点は、指定事業全体について二割の補助率の引き上げをするのであれば、わかるのですが、その中で、またさらに協議をして重要なものに限定をして二割に引き上げをするというふうなことで、重要なものというものが非常に狭く考えられておる。それは今までの再建促進法の運用よりもマイナスになるんじゃないか、こういう点について、どうも政府側の答弁が明確でなかったもので、その点についてさらに本日明らかにしていただきたい。これは企画庁、それから自治庁、大蔵省はあとでいいですが、企画庁と自治庁の方からその点を明らかにしてもらいたい。私どもの予想しておるところは、少くともこの法律というものが東北の開発の促進をするという以上は、昨日大蔵大臣が言いましたように、補助事業なり、いろいろな公共事業がほとんどやれるような体制でなければならぬというならば、やはり少くともほかの地域よりも広く、しかも補助率についても引き上げをする、優遇をするというふうな趣旨にこの第十二条が読めなければ意味をなさぬことになりませんか、そういうふうに読めるかどうか、政府側はそういう考えでおるかどうか、これをこの条文について明確に御答弁をいただきたい。

○小林(興)政府委員 ただいまの御質問はごもっともでございます。この表現だけから見ますと、いろいろ議論があらうと思ひます。基本的に、要するに一般の再建団体について、指定事業の扱いをどうするか、これをまずはっきりさせて、さらに東北地方には別にどう扱うのか、扱わぬのか、その点をはっきりさせる必要があらうと思ひます。一般の再建団体につきましては、現行の再建法の施行令では、御案内の通り、過去の三年度の七五割を一応基準にして、その上自治庁長官が指定するということで、昨年度は大体八五割平均で指定をいたしましたのでございます。しかし、これにつきましては、本年度は昨年から見ると、全体に国の公共事業がふえております。三〇%余りもふえておるのでございまして、去年のようないく割合で問題を処理することは、私は適当だとは考えません。どういたしまして、その一般の扱いを変える必要がある。その変える考へ方は、ともかくも普通の再建団体につきまして、非再建団体がその手が伸ばせると同様に伸ばしてやる必要

がある。そういう基本的な考え方では、一般の扱いをどうしても八五となったワケを大幅に引き上げる必要がある。そこで、どこまで引き上げるかということ、今大蔵省と折衝を続けておるのでございます。ともかくもこれは幾らか引き上げることは明瞭でございます。

それからもう一つは、過去の二十七年ないし二十九年という実績を基準にいたしておるのでございますが、これにも疑問があるのをごさいます。この実績というものは、その県の事情によつてどこまでございまして、それから、一般にこの再建団体は未開発地帯でありまして、仕事のしづりがやっぱり少いのじゃないか。再建団体の基礎を固めるためには、できるだけ基礎が固まるような仕事をやらしていく必要がある。こういう基本的な問題がございまして、むしろ何かあるべき事業量というふうなものがあるべき事業量と、再建団体との均衡をとれぬか、という考へ方をもつて今いろいろ折衝をいたしておるのでございます。いずれにしても、そのレベルが上がることは明瞭なんです。

そこでもう一つの問題は、従来の扱いは、八五が一〇〇になるか九五になるかは別といたしまして、そこまでのこと、それ以上仕事をやろうとする、全部普通補助率に御破算になつてしまふ建前になつておるわけでございます。そこでその建前が実際には即せ

ぬじやないか、むしろ、それ以上にかりにゆとりがあつてやろうとした場合には、補助率を適減してでも仕事をやらした方がよくないか。私は各県の事情では、各省の考え方でもそういう場合があろうと思うのでございまして、そこでこの百分の百二十の限度を一応きめるとともに、その上仕事をやる場合には、ある程度までは、百分の百十あるいはまたその上を越せば、普通の補助率ででも、余力のある限りの仕事を、再建に支障のない限りやらしていじやないか。きのうもいわゆる適減方式と話したのはそういう考え方で、それをぜひ考えたい。そこでどの程度でどうするかという具体的な数字の問題になりまして、今話し合ひの最中で、政府部内で統一した見解に達しておらぬのでございます。そのところは非常に遺憾でございますが、いずれにしろ、そういう考え方でいっておるわけです。

そこで、片方はそういう考え方をいっておきますのと、それじゃこの再建法と東北開発促進法、このからみ合ひ合いをどう考えるか、こういう問題になりました、この表現によりますと、明らかに再建法の指定事業のうちさらに特定の事業をしぼって、その特定の事業について百分の百二十を確保する、こういう考え方になっておるわけでございます。それでございますから、一般的にその通渡方式をとることがあつても、この指定事業については、指定する限りは、それにかかわりなく、百分の百二十にするという法律の条文でございまして、その分については常に百分の百二十を確保するということでございます。これはいかに一つの問題

屈が通つておるのでございます。ただ問題は、それならば、再建団体の一般の例で、百分の百二十にするのよりもはるかに越して、開発法に基く指定のワクをきめるのか、きめぬのか、きめなかつたらこれは意味がない、とういふのが一つ、それからもう一つは、一般の指定事業を考えると、これは

ともかくも法律まで作つて、わざわざほかの地域と別の方式をとるのだから、これは別計算にやつたらいいじゃないかという問題があるわけでございます。そこでわれわれといたしましては、つまり再建法では一切の再建団体並みに扱う、しかしながら、東北開発法でわざわざ法律を作つてまでも促進しようという場合について、開発計画で慎重な審議を経ておきめになる仕事につきまして、むしろこれだけは除外して別ワクで計算する建前をとるべきではないか、このために普通の指定事業が押えられてしまつたら、これは意味がないわけでございます。そこで、この指定事業のワクをきめる扱いといたしましては、開発法に基く仕事は、計算上別ワク計算にする建前をとろうじゃないか。初めから除外しまして、そうして指定事業のワクをきめる、それで、こっちはどれだけきまるか知りませんが、そのきまつたものだけにつきましたは、よけいに百分の百二十の線を確保する、こういう考え方をとれぬか、そうしなかつたら、この促進法を作つた意味がないのではないか、こゝういう考え方で、実は今大蔵省と折衝をしておるのでございまして、大蔵省は、まあこの考え方はある程度認めざるを得まいという気分になつておるのでございます。きのう大蔵当局は、そ

このところまではつきり言明しており
 ませんでした。が、今内部の折衝では、
 ぜひそういう方向で問題を考えたい、
 そうすれば、ともかく一応も二応も開
 発法の趣旨を達成するだけの積極的な
 意味が、当然ある程度確保されるとい
 うふうにわれわれは考えておるのでござ
 います。

そこで、今日の段階で、その指定事業のものを何を考えておるか、こういうことになりますと、これはまだ法律も通っておりませんし、開発計画自体ができておるわけでもありませんし、自治庁としてどの程度のものをご考慮しておるかということは、とても今申し上げる段階ではないのでございます。それが自治庁といたしましてのこの法律の条文と一般の再建法の指定事業についての考え方で、ぜひそういう方向に話をまとめたいと存じておるのでございます。

○北山委員 大へん明快なお話で、よくわかるのですが、今のお話のように、重要事業というものについては別計算にするというよりなことがはつきりしておれば、私どもも、十二条によつて初めてこれは開発促進上多少御利益があるんだなど、こういうことがわかるのですけれども、どうも別計算にするということがはつきりしておらぬものですから……。そこではつきりさせることが、先ほど申し上げましたように、この第十二条というものが促進上役に立つのだということを明らかにするゆえんじゃないかと思うのです。それで、その点は大体自治庁のお考えはよくわかったのです。あとで大蔵省側にもお伺いして、この点を確かめたいと思ふのですが、企画庁長官としては

今の問題になつた点はいかがでしようか。このいわゆる重要事業というものを別計算にするということにでもすれば、これは確かに今御発言があつたように、その分だけに於いては二割引き上げというものが確保される。その他の部分については地財再建の例に従つて補助率が上つていくということで、この十二条の意味が初めて明らかにされる、そういうことなんです、が、企画庁長官としてはどういふ御意見ですか。

○宇田国務大臣　全然同意見であります。

○北山委員　じゃこの点は、あとでまた大蔵省側からはつきりとお伺いいたします。

それからもう一点は、問題は重要事業の範圍というものが、昨日もお伺いしましたが、明確にされておらぬのです。明確にするということは、私の方としては要望するところではありますけれども、技術的になかなかむずかしいというお話であります。しかし私もまた再々言っておるように、重要事業が非常に少いものになったんじゃ、これは意味をなさないので、やはり私もは、この自治庁長官と企画庁長官が協議をしてきめるという部分を削ってしまつて、指定事業全体を重要事業というふうに取り扱つてもらえば、これは百パーセントわれわれの要望を達し得られると思ひます。しかし、そういうことが百パーセントと言わなくとも、九十パーセントとか、なるべく指定事業の中で大部分のものを重要事業にするというふうな運用ですから、運用の問題についてそういうふうにおやりになるお考えをもつて、企画庁長官は法案の施行に当るかどうか、こう

いう点を一つ明らかにしていただきたい
 と思います。

○宇田國務大臣 基本方針はそうあら
 ねばならぬと考えております。

○北山委員 これは自治庁と企画庁長官が協議をしてやるわけなんですから、企画庁長官としては、重要事業というものはできるだけ広くって、指定事業の大部分を重要事業にするという明確なる意見の表明があったわけですが、自治庁長官はお認めになりませんか。自治庁としてはどういう御意見ですか。

○小林(興)政府委員 自治庁といいたしましても、できるだけそういう一方向で考えたいと思います。もう一つ北山委員に念のために申し上げておきますが、結局この事業の中には、いわゆる補助事業と直轄事業という問題と二つございまして、さつき一般の指定事業の扱ひの議論を少しやったのにも関連するのですけれども、これはまだ大蔵省と最終的な話もついておりますが、私は補助事業につきましては、そういうふうに行うことができるだけワクを上げてやる方式も考えられるけれども、直轄事業については、むしろそういうワクがおかしいんじゃないか、国の必要でやりたい、その場合は、必ずしも再建団体の財政力の当面のことを考えずに、御承知の通り交付公債でやっているのだから、一年、二年と再建計画と計算を合せてみたつて、意味がないのでございまして。そこで直轄事業につきましては、一般的に、国が必要と認める程度は、どれだけでも最高補助率でやるという建前を貫くべきではないか、という一般的な考え方を持っているのか、と

ございます。しかし、その扱いはどうなるか知りませんが、少くとも東北開発のような場合につきましては、趣旨、精神からいって、そういう運用を当然できるだけ最高限にやるといふことは、私は考えるべきだろう。補助事業につきましても、ただ一般の指定事業は一切の公共事業をやっておりますから、すぐに東北開発と結びつくか、結びつかぬかという議論はいろいろあると思いますが、しかし結局、開発は全体のレベルを上げることに基づいて、指定事業の範囲といたしまして、できるだけに書いてある重要な事業の範囲というものに近づけるように、一致させる方向にできるだけの配慮と努力をいたしたい、こういうふうに考えております。

○北山委員 企画庁と自治庁の方から大へん明確なお答えがあつて、大体この十二条第二項のいろいろな疑問もだんだん明らかになつてきておりますが、あとでこの点については、一番肝心の財布を持つておる大蔵省の方の返づけを一つはつきりとしていただきたいと思います。もう一つは、ただ私も、これとして、実は言いますと、第十二条が地財再建法というものを援用してきて、この形は、私も好ましくない。再建法の適用団体であらうが、なからうが、東北にある地方公共団体としては、この内容にあるような恩典といふますか、それだけの便宜が与えられることが促進法の意味だと思ふのです。この中に地財再建法のそれを利用するといふことは、この前申し上げました通り、形としてはどうもおもしろくない。ただし、自治庁として

は、先ほど来お話があつたように、東北の開発については非常に積極的な気が持たれておられるわけでありまして、おそらく第十二条の運用についても、地財再建法といふことよりも、むしろ開発の促進といふことに重点を置いて運用に当られるのじやないかといふふうに期待されるわけでありまして、なお伺つておきたいのは、いろいろ開発事業をやります場合に、地方公共団体等が資金を要するわけなのです。その資金は資金運用部の資金なり、あるいはそういう地方債によらなければならぬ場合がある。そういう場合の資金の確保といふことについては、第十一條にもあるわけでありまして、この点について自治庁としてはどういふふうにお考えであるか、それをはつきりしておきたいと思ひます。

○小林(興)政府委員 われわれといふしましては、東北につきまして、こういう法律もできる以上は、できるだけ開発のために援助するように、自治庁としての面から最高限の努力をいたしたいと存じております。ただ問題は、それぞれの補助事業とか直轄事業といふものは、それぞれの事業省が御決定になるのでございまして、この具体的な御決定は事業省におまかせしなければいけません。われわれとしては受入れ態勢を十分に作るという気持で、財政面から御協力をいたしたいと考えておるのであります。それから今お尋ねの起債の面につきましても、必要な国債はもちろん考えなければいけませんし、それとともに、起債をつける場合に、政府資金と公債のからみ合いの問題があらうと思ひまして、これはやはり団体の状況から考へて、できるだけ政府資金を考へてやるべきだと存じております。この問題は、一般会計における事業につましましては、原則として再建、非再建、東北、非東北を問わず、政府資金を中心に考へるべきだ、こういう基本的な考え方を考へておられますから、そういう方向で考へるとともに、東北については東北の特殊事情を頭に入れたら、問題処理したい、こういうふうになつておられます。

○北山委員 なお開発に関連する地方財政の問題として、実は東北各県地方公共団体の方から、地方交付税について未開発地帯といふものを一つ考慮してもらえないかといふ要望があるわけなのです。御承知のように、東北には開発事業をたくさんやらなければならぬものがある。しかし東北六県は、むしろ市町村におきまして、財政力が逆に非常に乏しいわけなのです。従つて地方交付税に期待するものが多いのですが、交付税を配分する場合に、未開発地帯といふものを補正の単位の中に入れてもらいたいといふ希望があるので、現在でも寒冷地の補正であるとか、あるいは昨年からやっておりますいわゆる態勢補正といふようなものもあつたので、ある程度のもものは現在の地方交付税の配分方式の中にも取り入れられてあるといふふうに了解いたしますけれども、なおいろいろ事業の配分等によつて、地方の負担が非常にふえるといふような特殊な場合もなないわけではない。その際において、交付税の配分はできる限りの考慮を払つてもらいたいと思ふのですが、この点について財政部長からお伺いしたい。

○小林(興)政府委員 交付税の問題であります。実はこの法律案が立案される過程におきまして、交付税の特例を考へられなかったという議論が相当あつたように聞いております。ただ北山委員も御承知の通り、交付税は全国地方公共団体のものでありますから、東北だけの特例を交付税の中で設けることは、法律の性質上適当でない。しかも未開発地帯として問題を考えて、東北以外にも未開発地帯はあり得るので、そういう考へ方で問題を解決するよりほかには仕方がないのではないかと。未開発地帯になるべく建設的な事業が多くなるように、全般的に交付税を考へるというところは、当然われわれといふ問題でありまして、その点は、条件の許す限り、積極的に考へようではないかといふ考へ方でもございまして、そういうことをおっしゃつたのだらうと思ひますので、その点を御了承願ひまして、われわれといたしましては、こうした未開発後進地帯において、行政レベルが進んだところと少くとも合ふような形になるように持つていくという考へ方で、交付税の配分基準も、できるだけ合理化することを積極的に進めたいといふ考へを持つておるのでございまして、昨年度も相当の金がついてはいます。ただと思ひますが、今年度におきましても、そういう方向で考へたい、各県とも、交付税の配分を頭に入れたら、開発のために積極的にその財源を使つてもらいたい、こういうことを、実はわれわれといたしまして、切に希望している次第でございまして、切にたいのですが、一昨日でありますか、東北興業の問題をお尋ねしたときに、昨年のセメント工場を作つたために、工場を設置される村がある。岩手県の東山村といふところですが、地元が東北興業のために六千万円も敷地や何かのために金を出さなければならぬ。この村はたしか人口七千ぐらいの小村ですが、工場誘致のために非常に熱意で六千万円も金を出して、そのうちで四千万円は山を売つて、あとの二千万円は工面に困つておられるのですが、私はこういうような地元の熱意もさることながら、そういう小さい村で工場誘致のためにこういう莫大な負担をするといふことは、地方自治団体を守り、地方財政を確立するといふ意味からして、考へものではないかと思ひます。この点について自治庁は御存じはないと思ひますが、この際見解が承られればけっこうだし、またさうでなければ、よく調査をしていただきたいと思います。財政部長どうですか。

○小林(興)政府委員 今のお話の点は私全然承知いたしておりましたので、調べまして何らかの機会に申し上げたいと思ひます。

○五十嵐委員長 西村君。

○西村(力)委員 東北開発の一つの柱として、東北興業を東北開発株式会社に変更して、これを一つの開発のよりどころにして、こういう工合になつておられますが、東北興業に対する評価は、今までの実績においていろいろ御意見があらうところと思ひます。そういういろいろな批判を乗り越えて、東北興業の一つのよりどころを置くことなさいましたその間の検討、それはどういふ工合になされておるか、これは企画庁長官が建設大臣か、どちら

かにお尋ねしたいと思ひます。

○町田政府委員 東北興業は、御承知のように従来から東北の開発につきまして、長い歴史を持ちまして事業をやつて参つた会社でございます。今回東北の開発に当りまして、殖産事業等も大いに東北で興すことになりましたので、従来の経験を生かすという意味におきまして、会社を活用することとしたのでございます。ただ、新たな事業を大いにやるというのに必要な各種の法制上の整備を必要といたしますので、所要の改正を加へまして、会社を活用するというに決定をいたした次第でございます。

○五十嵐委員長 西村委員にちよつと申し上げますが、建設大臣は時間の都合があまりのようですから、なるべく建設大臣への御質問を先に願ひたいと思ひます。

○西村(力)委員 ただいまの答弁ですと、東北興業に大いなる期待をかけて従来の経験を活用する、こういうこととでございます。その点は、私も同じくは非常に疑問を持っております。ございまして、それはあと回しにしまして、それでは建設大臣にお尋ねします。

この東北興業に今度二十五億の金をつぎ込んで事業を進めていく、こういうこととありますが、今までの委員会の経過をずっと拝聴してありまして、もう、どういふ仕事をやるために、どういふ計算の基礎に基いて二十五億というものをばき出したのかということが、全然不明確なものであります。先日大蔵大臣も、初めての会社であるからとつとわからない、一応この金で……、という答弁でございましたが、しかし

大事な金をそんなふうなことで支出するということとは、私たちとしてはどうしても納得できないので、この際この点を明確にしたいだかなければならぬのではないかと、こう思つておるわけなのでございます。東北興業の蓮池さんのおいでになつてのお話では、去年セメントの工場を作る場合にも、金はできた、さあそれで、これから実際に調査をして、その事業が成功するかいなかというのを検討する、その必要のために、海外にまで人を派し

て検討した結果、これがよろしいという結論を得たために事業に着手した、こういうことを言つておる。普通一般の会社において、そんなルーズなやり方というものは絶対に認められないことじゃないかと思ふ。そうしてじんぜん日を送つたために、鉄材の値上りで、十四億が十四億の価値通りの動きをしないといふことになる。あるいはまた、今北山委員からお話があつた、東山地区に工場敷地を設定したが、岩盤までの基礎工事が五十メートルの深さにもなつた。こういうばかんな仕事をやるようなことであつては、とうてい会社として十分に採算のとれる経営をすることはむずかしいだらうし、そういうところ、計画もなく二十五億という金が、一応それだけやつて、やらせようという立場で出されたものでは、これは私たちとしてどうしても承認はむずかしいといふことに考えられるわけなのであります。そういう点から建設大臣に、その間のことを一つ明確に御説明していただきたい、こう思ふのであります。二十五億を、どういふ仕事をやるために、どういふ計算の基礎に

基いてはじいたのであるかということ、一つ明確にしたいだきたい。

○南條国務大臣 ただいまの御質問にお答えいたしますが、建設省といたしまして当時立案いたしましたときには、今までの東北興業会社の内容等がまことに不振でありましたので、一方東北開発促進法案等の問題もありまして、東北はどうしても振興をしなければならぬといふような情勢がありましたために、そこで今回御審議願ひような法案を出すようになった次第であります。従つて、東北興業会社の名前も開発会社に變更することになつたのであります。それとあわせて資金計画等も立てなければならぬといふので、一応二十五億——當時はもと大蔵省と折衝したのであります。政府の財政関係から、二十五億にしばられたのであります。これは政府出資五億、興業会社社債二十億、合せて二十五億であります。かようなこととございまして、一々どの部分にどれだけ、どういふような積算の基礎に立つてしているわけではございませんので、これではなお不足であるから、もつと増額しなければならぬといふような事業計画もあつたわけでありまして、たまたま公共事業にまでも、今後は東北振興は東北興業会社にせしめたらどうかといふ議論もありましたために、そこで各省等と連絡協議しなければならぬといふようなことになりました。あるいは通産省、運輸省その他農林省、こういうような地下資源の開発とか、あるいは港湾関係とか、あるいは農林省の関係においては農地開発といふようなことでありますために、建設省だけでは——従来のような行きがかりから、建設省

が監督しておりますけれども、この事業計画をする場合においては、今後経済企画庁が中心になつて、これらの事業計画を立てる、なお東北開発の審議会もできますので、こういう審議会等にもかけまして、今後慎重に東北の将来の振興方法を考え、これによつて事業計画を立てて、資金の割当等をする

ことが最もふさわしいと考えましたので、ただいま一応二十五億の計上はいたしておりますが、今後これらの審議会を踏まえて、それらの内容を十分検討していただきたい、こういうふうに考えているわけでありまして。

○西村(力)委員 従前の答弁といたさかま違わないのであります。それで東北興業が今までやつておつた仕事、いろいろつますいたところがたくさんあり、不振なことはあなた自身も認めていらつしやるのですけれども、こういうものに對して、東北興業自体としては、この際この二十五億のワケ内においてそれを蘇生しよう、こういうような考え方は当然あるだらうと思ふのですが、そういうものに對する検討、そういうことをも全然なさらないのかどうか。これからの事業は、まだはっきり事業計画そのものは立たないにしても、今まで東北興業が持つて

いる事業に對して、自己中心的にそれを蘇生させる、そういうところに、無制限に、勝手にやらせたものでは、これは相当問題があると思ふ。であるから、少くともその点だけについては、相当嚴重なる一つの検討をしてしるべきだと思ふのです。その点はどうですか。それともやはり向うさんの自主的な立場においてなさることに対しては、関与しないといふような工合にな

さつていらつしやるかどうか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○南條国務大臣 ただいままで東北興業会社として直営でやつておる事業につきましましては、もちろん従来の法律の規定によりまして、建設省は監督をいたして参つております。その仕事の内容等につきましましては、終戦後、御承知の通り、法人に対するところの政府援助の制限の法律等がございまして、ために、一時東北興業社は中止しておつたのであります。そんな関係で、非常に不振に陥つておつたのであります。が、どうにかやつておりました、昨年の国会において社債をようやく復活していただくことになりましたために、どうか事業が緒についておるようないやうなわけであります。福島県等でもやつております肥料その他の事業は、ある程度順調にいつております。そこで、今度の最初に計画いたしました二十五億の中には、そういうような場合の事業拡張費なども考えておるやうなわけでございます。現在東北興業会社の事業といつたしまして順調にいつていけるものにつぎましては、もちろんこれは育成していくことになつてます。先ほど申し上げました通り、今後の事業のあり方につきましましては、十分いろいろの法律も改正され、そして東北開発促進法もできるものであります。東北振興の審議会等もあることでありますから、再出発といふことではございせんが、新たに今度構想を大にした考え方から検討してもらひまして、この事業内容等も十分研究してもらふことが最もふさわしいと考えております。

○北山委員 関連して。ただいまのお話なんですが、実は昨日大蔵大臣にお

伺いたときに、昨年の資金計画十四億、これはセメント工場のものだといふことは大蔵大臣はあまり知らなかつたのです。セメント工場を一体東興がやつてゐるのかいとも知らなかつたのですが、それと二十五億とは別だといふことだけはお認めになつたのです。そこで、大臣もおそらく、これは当然昨年の予算で通す場合には、セメント工場の資金として、社債九億を含む十四億、これでセメント工場をやる、年度の二十五億というのは、セメント工場は別途な資金計画なんですから、それとは別なんだろうと聞いたところが、それを認めておられたのです。建設大臣も同様ですか。

○南條國務大臣 全く同様でございます。○北山委員 これはあるいは大蔵省の方にお伺いした方がいいかと思つてすけれども、ただ、そういったしますと、東興はすでに社債も三十一年度分は発行してゐる。聞いてみますと、現金預金を七億圓くらい持つてゐるといふのです。セメント工場の方は、御承知のようにまだこれからなんです。だから、私はどうも必要以上の社債を発行して、そしてこれを銀行預金をしておるといふことになれば、金利の幅だけでも一年に千萬元や二千万圓ふつ飛んでしまふと思ふ。必要なときに必要な資金を社債発行したらよさそうなのじゃないかと思ふのですが、どうも気のきかないことをするものだ。そのために一千万も二千万も利子を東興が払わなければならぬ。今非常に借金が多くて困つてゐる東興が、そういうふうな資金の運用をしなければならぬといふことはばかげた話だ、こうい

ふに考へておるのですが、セメントの計画にしても、九億の社債を三十一年度に発行して、現金を預金しておかなければならぬといふような運用をなせば建設省としてさせておくのか。どうしてそんなことをやつておるのですか。

○南條國務大臣 局長から説明いたさせます。○町田政府委員 ただいま御質問のございました件でございます。事業が当初予定したてゝおりましたのより多少おくれましたので、その間社債を一時銀行等に預金する必要を生じたのでございまして、ただいまセメント事業は極力進捗をはかつております。予定通り進捗したてゝ参りますと、この資金は支払いの方に直ちに充てられなければならないといふことになりまして、今御指摘のありましたやうな、非常な経理上のむだはないものと確信をいたしております。

○北山委員 これはむだがないと言つたつて、むだが出ておるのです。建設工事がおくれるといふことは、建設省がわかつてなければならぬわけだし、事態の推移によつてはつきり予想されるのです。それがわかつておりながら、社債の方だけはどんどん発行して、そしてこれは利子を七分何厘か払わなければならぬのでしよ、政府保証だから。そして銀行に金を寝かせておるのです。それで私がおかしいと思ふのは、十四億がセメント工場の資金である、しかも機械は発注をして、まだ到着をしておらない、国内に発注したものできておらない。何でも代金は三分の一くらいを払つておるといふ話ですが、それにしても、十四億のものが七億しか預金が残つておらぬといふことも、おかしいのです。これはまあ別としても、そんなに金をだぶつかせて、寝かせておるような金があつて、大へんうれしういかもいれませんが、しかし金利がかかる金なんです。それから、預金の利子と社債の利子の差額が、三分として相当になるでしよ。こんなばかげたことをしないで、いいのじやないですか。政府保証の社債で、年度を越して必要なときに発行すれば、それでいいのですから、どうしてこんなことをさせるのですか。そういうことをさせるから、東興の経理が悪くなる、不振になるのじやないですか。明らかに損をしておるのじやないですか、どうなんですか。

○町田政府委員 この件は、ただいま申し上げましたように、支払い計画等に多少そごがございました。この点はまことに申しわけないと思ひます。○北山委員 この点はそごはございまして、この点はそのうちに払つた七億の内容を、あるいはまたこの資金の計画があるでしよから、機械の発注なりあるいは建設の請負なり、あるいは用地費は地元負担で要らないのじやないか、そういう内容を明細に書いたものを提出してもらいたい。これは別な機会にまた御質問いたします。○西村(力)委員 私の質問も、実は東北興業が現在までやつてきたものに關して、それを統制し、また整備し、発展させるための資金といふものに、二十五億の中でどれだけ見積つたかといふことに対して明確な答弁がございせんが、このことは、将来のことを考へて、私はさうに質問を申し上げておるわけなんではないです。これからこの会社は「営業」といふことを「事業」といふやうに変更するといふやうな工合に、性格が、営利的なものから事業主体的に相当するやうな工合にも見える。しかしながら、やつぱり財産といふものは、最も厳格に考へていかなければならぬと思ひます。そしてやつて事業をやるわけですが、民間企業との競合はこれを避けるなければならぬといふやうな工合、そしてやつてみると、なかなか現在の経営ぶり——やはりまた民間企業との競合を避けるのか、さういふ制限から、将来にわたつて良好なる経営といふものは、なかなか保証されないではないかといふ工合に考へられるわけなんです。良好なる経営でなくとも、とにかく東北興業のための事業をやればいいのだといふことであるとするならば、これはやつぱり株式会社形態を変えてやつていかなければならぬと思ひます。しかし、現在こうやつて進むとするならば、將來またさういふふうないろいろな手を出したことが不振に陥る、それをどうして処理しなければならぬ。その処理しなければならぬといふことが、事業発展という希望と一緒に、今このやうな場合に出てくる。そうなる、その場合、また金をつぎ込まなければならぬといふことが出てくるわけであつて、將來この株式会社が悪経営に陥つた場合、一体それをどうするの。今回でさえも、今までのやり方に対して十分に検討をし、今までのしりぬぐいはこの程度に、いふやうなことの検討をさせないで金を出すと、いふことがありますので、將來もまた同じやうなでんで、やつぱり国会

なら国会に持ち込まれるのではないのか、こういう危惧を持たざるを得ないわけなんです。そういう將來の見通しに對しては、どういふ考へを持っていらっしゃるか、それを明確にしておかなければならぬ、こう思ふわけなのであります。大臣のお考へをお聞かせ願ひたいと思ひます。○南條國務大臣 こまかい点は政府委員から答弁してもらいますが、お説の、東北興業株式会社が当てもなく仕事をしなすなつた場合に、またしりぬぐいしなければならぬじやないか、よつて、この際その方針等もはっきりすることがよろしいといふ御意見、ごもっともだと思ふのであります。しかし今までの東北興業は、戦前の事業計画と戦後における情勢の変つた点がありますために、先ほど申したやうに非常に事業不振になりましたけれども、何とかして今の興業会社の理事者の諸君は、その間に立つて非常に苦勞をいたしまして、大体赤字のないやうな事業経営をしてゐるのであります。そこで、今後これをどういふやうに建て直すかといふことが將來の問題でありまして、それがためには、東北興業といふやうなものと関連しますから、これをこの機会に、それらの点を勘案して十分検討していただきたいといふことで、このたびいろいろ法案を御審議願ひやうなわけでありまして、こつちの点については東北興業の審議會等もあつたので、東北興業会社の名称も変へまして、これらの事業形態等につきましても十分政府は監督もでき、またその事業者自身が十分採算もとれ、そして政府にも迷惑がつかないやうな方向で進めようといふた

めに、御審議を願っているわけであり
ます。今までの東北興業会社といたし
ましては、相当時勢の変化に伴いまし
て不振の時代がありました。幸いに
政府には大した迷惑がなかったと申
のであります。この点ははっきりと申
上げておきますが、詳細なことは政
府委員から答弁させます。

○植田政府委員 たいま企画庁長官
が他の委員会に出ておられますので、
かわりましてお答え申し上げます。東
北興業株式会社が今回開発会社と名称
を改めまして、二十五億の出資の見通
しがついておるわけでございます。こ
の会社の運営といたしましては、先ほ
どお話がございましたように、民間企
業と競合することなく運営して参つ
て、しかも採算的に不利でないような
事業をやるといふことでございます。
従いまして、事業の選定そのものは相
当慎重にやらなければならぬというこ
とも十分承知いたしております。従い
まして、先ほどお話がございましたよ
うに、東北開発審議会の議を経まして、
東北開発上有効で、かつ将来財政的に
国家に迷惑のかからないような事業
を選んで参りたいと考えているわけで
ございます。

○西村(力)委員 大臣も植田さんも、
東北興業を非常に弁護なさるような工
合に聞えますけれども、しかし、そ
ういふ態度はこの際あまり好ましいこ
とではないじやないか、やはり一つの
警告としてではつきりしておく必要
があるのではないか、私はそういう工
合に大臣に希望したい。

その次にお聞きしたいのは、今度の
開発株式会社は産業立地関係の開発事
業、こういうことをなさることに聞い

ておりますが、たとえばかりに、石田
宥全さんもおられますけれども、新潟
から新潟が信濃川を埋め立てして工業敷
地をそこに造成する、そういう県なら
県、あるいは市なら市の計画がある、
そういう場合に、東北開発株式会社も
そういう問題に取組むというような
場合に、一体自治体のそういう希望と
いうものが優先するの、この二つの方
が優先するの。当然これは自治体の
事業計画というものが優先されていか
なければならぬではないか、それが
中心に行われていかねばならぬ。そ
ではないかと私は思うわけです。その
点の一つはつきりしていただきたいの
であります。そういう場合に、いろ
いろ民間事業と、また自治体の事業な
んかとも問題が重なってやらなければ
ならぬので、採算というものを対し
て相当危険のある仕事もやはりやらさ
ざるを得ないのではないかと、そういう制
限も、私は将来の経営上に対する問題
点として考えるとともに、今までの経
営の実態からいまして、今のやり方
では、やはりしりぬぐいという段階が
速からずまたあるのではないかと、失礼
な話ですが、そういう予想をせざるを
得ないわけなのであります。それで、
そういう段階においては、政府側と
しては、再度国費やその他を投入して
それをまた救い上げるといふふうな、
そういう甘い考えはこの際は捨てる、
こういう強い考え方に立つてもらわな
ければならぬと思つてあります。その
点については大臣の再度の答弁
をお願いいたします。以上二点につ
いてのお考えを一つお聞かせ願いた
いと思つております。

○南條国務大臣 建設省といたしまし
ては、ただいままでの考え方は、先ほ
ど私が申したような方向で東北会社の
監督あるいは指導に當つて参りまし
た。しかるところ、先ほど申すこと
く、時勢の進展から、飛躍的に東北会
社というものは、内容なり、機構なり
を変えなければならぬという時代にき
まして、今度御審議を願うようなこと
になつておるの、ありますから、今後
は、すべての将来の計画なり方針等
につきましては、経済企画庁の方で一応
原案を立ててもらひまして、それに
よつて御審議を願うことがよろうと
思いますので、建設省、私の方の答弁
のワキではないかと考えますから、いづれ
は企画庁の方からお願ひいたします。

○植田政府委員 先ほどの御質問にも
関連いたしますが、経済企画庁がこれ
を所管いたしました場合におきまして
は、従来の会社の経営方法等におきま
して時代にそぐわない点がございます
れば、その点は国家の目的に合います
ように変更させるつもりでおりますの
で、その点も御了承願ひたいと存じま
す。

次に、産業基盤の施設の問題でござ
います。ただいま御指摘のございま
したような工業用地につきまして、具
体的に新潟県の工業用地の問題をた
だいまのところ決定いたしておるわけ
でございます。また検討する段階
にも入つていないわけでございます。
産業基盤施設といたしまして工場誘致
をいたしますためには、まず考えるべ
きは工業敷地の造成でございます。こ
で、この工業用地を造成する適地がご
ざいます。それが他の関連事業との
関係で、比較的低廉でできるといふ
場合には、これはやるべきではな

いかと考えております。しかしながら
地元の府県市等ではこればかり自分
でやりたいとお考えになつておるもの
を、会社が横取りするといふ考え方も
持っております。しかしながら現在の地
方財政の状況におきましては、工業敷
地造成の資金といふものを多くの場合
に起債に仰いでおりますので、そう
いつた融資ベースで地方公共団体が
やつておられますものを、会社が肩が
わりましたら、会社の資金でやつた
方がよいといふ場合も相当あるかと
考えるのでございます。しかしながら
工場用地の造成といふものは、た
だいまお話のございましたように、工場
が参りましてこれを買収することにし
てくれませんと、その現金化がでない
わけでございます。相当なリスクを
伴うものであることも当然のことと
ございます。従いまして、私どもとい
たしましては、地元の要望があるから、
すぐ工場敷地を作るといふことでなく
て、その工場敷地に対する近い将来に
おける工場立地の条件その他を考え
まして、相当見通しのつくものでなけ
れば着手しない、こういうふうな心得
まして、貴重な資金が土地にかつて現
金化がはかるといふことのないよう
に、特に留意しなければならぬ問題
かと心得ておる次第でございます。

○西村(力)委員 大略のところ自治
体の方にウェイトを置かれるようなお
話でございますが、自治体の一つの
事業計画と、東北興業株式会社の意欲
と競合した場合は、やはりあくまでも
原則として、自治体が優先する、こ
うはつきりしておかなければならぬ、
自治体を中心として、それを優先さ
せて前進していかねばならない。私
はこういう工合に考えるのですが、そ
の点はどうかお考えですか。

○植田政府委員 たいまお話の通り
でございます。自治体が自分でやつ
て、自分で採算がとれ、また場合によ
つては利益を上げると考えて、自分の
方で資金の手当がつくという自信を
持つておられるものを、この会社が乗
り出していく必要はあるまいと考
へております。

○西村(力)委員 小林財政部長にお尋
ねしますが、そういう場合の起債も相
当今までも考えられて、将来とも相
尊重重されて考えられていくか、こ
ういふ点のお考えはおありでござ
いますか。

○小林(興)政府委員 敷地の造成に要
する起債につきましては、収益事業
として成り立つものにつきましては、
ものによつて考えられると思つて
ございます。

○北山委員 関連して。今の問題で、
今度御承知のように公益企業債とい
うものが百億ばかりふえて、特に水道
の中には工業用水の水道もある、それ
から港湾の施設もある、それから今
の公益企業債の中に、ワキとしてあ
るわけなんです。ですから、考えられ
るのではなくて、相当自治体の仕事と
して、しかも利子からいっても、興
業会社の使つた金よりも、むしろある
いは自治体の方が、それを企業として借
れば安いかもしれない、そういう点
で、今の地方債の計画から見ても、自
治体にそういうことをやつてもよいよ
うになつて、道が開けているわけだ
から、もちろん競合するといふ場合
には、自治体が優先することは当然だと

思うのですが、おそらくそうしてくれば、興業会社が、このような工業用地の造成であるとか、工業用水をどうするとか、そういうことを、現実の問題としてはやり得る余地があまりなくなってくるのではないかと、大が地方自治体が行うのではないかと、こう思うのです。そうすれば、今度の改正案の中で「産業立地条件整備スル」という項目をわざわざ一項目入れる意味が私は変になってくるような気がする。その点については法案をこういうふうに出したときの考え方、これは一体どうなんですか。

○植田政府委員 従来各種の港湾等におきまして、公共事業でやっております。港湾整備が相当進みまして、港湾荷役施設その他、従来市町村がやればよかったものがおこなわれているものも相当ございます。また工場敷地の造成にいたしましても、地元の県市で解決がつかないものもございまして、相当この会社に期待しておるものが多いんじゃないか、またその点が、産業基盤整備のための公共事業と、それから殖産事業それ自体との間の一つの中間のプランクの状態になっておると思うのでございまして。プランクのところを埋めるというところが、東北地方の産業の開発に大いに役立つんじゃないかと、またそういうふうな観点からいたしますと、東北興業株式会社としてその点に——地元の希望のないものはいない方がございまして、地元の要望があれば、相当力を注いでもよい仕事ではないかと考えておるのでございます。

○五十嵐委員長 石田君。

○石田(有)委員 大臣がお急ぎのようですから、建設大臣にちょっとお伺い

したいのですが、後進地域である東北の開発が、興業会社を中心としての資金関係その他による開発計画と、民間企業に対する融資等で一方はあくわけでありましたけれども、ただいまもお話がありましたように、産業立地条件の整備というように、強く言われておるわけでありまして、特に東北地方では地下資源並びに森林資源は相当豊富にありながら、道路網がきわめて貧弱なために開発できない。私は後進地域の開発というものは、工場の建設事業を起すことも必要でありますけれども、根本的な問題は、むしろ道路網の完成でなければならぬと思うのです。ところが、これはひとりで新潟県だけでなくて、秋田にいたしましても、青森にいたしましても、非常に立ちおくれをしておる。これはもちろん、地方府県の財源の関係もございまして、ういうふうな状態に置かれておる重大な原因は、一体どこにあったと大臣は考えておられるか、そうして今後東北開発促進法の線に沿って、どのようにしてこの後進性を打破していく方針であるか、先ほど自治庁の財政部長のお話もありましたように、やはりそれだけの所管の事業の関係が大きな問題であると言われているのでございまして、その通りだと思っております。

○南條国務大臣 東北の未開発地域の開発につきましては、お説の通りでありますので、建設省といたしましては、三十二年に特に東北の開発の御趣旨に沿うために道路、ダム、河川その他を相当大幅に増額いたしましたわけであり

ます。たとえば公共事業として三十一年度と三十二年度における比率を申し上げますと、東北地方の開発関係の公共事業費は百三十六億四千六百万円と三十二年度は相なっております。昨年度に比べまして四十二億三千百万円の増、一・四五倍になっておるのであります。その内訳は、道路関係にいたしましては七十二億八百万円、前年度よりも三十四億円の増となっております。すなわち一・六九倍、一・七倍ぐらゐの比率で本年度は増額いたしております。治水関係につきましても、三十一年度が六十二億三千万円で、今年度は十二億五千万円の増となつて、一・二五倍になっております。そのうち特にダム関係につきましても、三十億六千万円で、前年度よりも十一億四千万円の増であります。直轄事業につきましても五十九億円で、前年度よりも十九億円の増、すなわち一・四五倍の増となっております。補助事業につきましても七十七億円で、前年度よりも二十二億円の増、すなわち一・四倍になっておるやうなわけでありまして、特に今年度は東北振興という点に於いて、世論の趨勢にかんがみまして、建設省としては各般にわたつて公共事業費の増額をいたしているやうなわけでございます。

○石田(有)委員 ただいま大臣から数字でお示しになったやうに、今までのりは相当配慮をされたやうであります。が、まだまだそんなことではとうてい追いつかない実情であります。大臣は明日から新潟県に出張されるやうでありますから、実情をつぶさに見ていただきたいのであります。たとえば私どもの地域などでは、阿賀野川——これ

は大河川であります。阿賀野川では津川にキリン橋というのがある、新潟の泰平橋まで満足な橋は一橋もありません。この間六十キロです。一体日本全国で、人口の密度の関係、あるいは物資の輸送の関係等から考えて、ああ大河川で、六十キロの間に完全な橋が一橋もないというやうな地域がどこにあります。こういうやうな実情は、一・二五程度の増額で、とうてい追いつく話ではないのです。やはり問題、今となりますれば、それは地財法の適用を受けた県の財政との関連がございまして、そこで地財法の適用との関係で、先ほど来北山委員といろいろの論議がございましたが、この点がいまいであります。依然としてその大幅な増額というものはできないこととなるのです。地方に負担能力がないという点に於いて、これはできないという点に於いて、この点は、どうして大臣の方から特別に自治庁と大蔵省との関係を調整されて——今度幸い新潟県においてになりましたから、実情をよくごらんになって、これをやうていただくことには、とうてい後進性の打破はできない。発電所ができて、また誘致するにしても、やはり道路網が完備しませんければ、地下資源の開発もできない、森林資源の開発もできないのです。でありますから、これは北山委員とずいぶん議論があつて、まだ大蔵省の方からはつきりいたしておりませんが、特に大臣からそういう点を御配慮いただいて、この点を御考慮いただいたいと思つております。

そこで、今度基本的な問題でお伺いしたいのであります。先ほど申しま

すように、東北開発株式会社は今度誕生し、それに相当資金ができる。そこで一方においては、民間会社の融資が行われ、同時にまた、地方公共団体の事業に対してもそれぞれ融資を行う、こういうことであります。それで、そういう事業を行うに於いて、先日来伺つておられます、相当膨大な資金が用意されているけれども、具体的にどういう事業をやるかということは一にかかつて審議会にある、こういうやうな答弁なんですね。なるほど、その最終決定は審議会がやるでしようけれども、これまでの立法措置をなされる間に、大体どういう事業を中心にして開発をするかという、そういう具体的な論議がなかつたはずはないと思うのです。もしそれがなかつたとなれば、これはまことにいかげんなものです。依りるところによつて、青森県においては鉄鉱とチタンであるとか、どここの県においては何かというやうなことで、新潟県などでも、軽金属工業が天然ガスを利用して尿素を作るといふやうなことがいわれておつて、しかも、そういうやうな事業があらかじめ予定をされて、これは素案であり、あるいは素案の素案であるかもしれないけれども、プリントにしたものまでも外部に出ておる。一切万事これは審議会にかけて、白紙で審議会が決定するんだというやうなことでは、私は了解できない。そこでやはりこの三法案の審議の過程において、どういうやうな議論が行われたかという点について、一応やはり説明が行われないことには、われわれは了承いたしたいのであります。これを一つ明らかにしたい。

○植田政府委員 たいだいま開発公社の資金の使い方及び公庫の資金の融資先につきましても御意見があったわけでありまして、公庫の融資先につきましても、先日報明申し上げた通りでございますが、融資先につきましても、法文に書いてありますところの石炭または可燃性天然ガスその他未開発鉱物資源の利用度の高い工業、それから二番目に、農林畜水産物の加工度の高い工業、三番目に、鉄業及び製鉄業、四が、産業の振興開発にかかる交通運輸業、これが明文で出ておりました、その他に、産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定ありたるもの、この五項目に相なっております。私どもは先日御説明申し上げたように、具体的にどの会社に貸すかという案につきましては、何ら持つておりません。しかしながら、御審議の御参考までに、各県でありますとか、あるいは東北各県の商工会議所等から、こんな事業を期待しておるんだというふうな資料もいたしておりますので、そういう資料を参考にいたしまして、この中から、この項目に該当しそうなものを選びまして、百三十一億くらい申し込みがあるんじゃないやろうか、その中から東北分といたしまして、四十五億貸したらどうかというふうな考え方を持つておるだけでございます。具体的な事業につきまして、貸付の約束をした、あるいは具体的に貸付の申し出が私どもの方にあった、こういうものはございません。

次に、東北開発公社の方の資金の使い方でございますが、この予算は建設省において大蔵省と折衝せられたものであります。二十五億の使い方につきましても、形式的に申し上げますれば、東北開発審議会の議を経てきめるといふことでございますが、私どもの気持を申し上げますれば、産業関連の事業にも相当な金額を持つて参りたい。それから現在の東北興業であつております事業の中の福島工場、これは石灰窯とカーバイドをやつておりますが、特にカーバイド等は現在市況も非常にいいわけでございます。こういうものの強化のために相当つき込んで、会社としては決してマイナスにならないか。あるいは木友の鉄業所におきましては、新しく鉱区に手を伸ばしていき道がありますので、そのための拡充資金も要するんじゃないか。こういった拡充資金のために、やはり七八億の金を一応肯定していいじゃないか。――申し落しました。そのほかに東北船渠の再建という問題もございまして、しかしながら、今東北船渠に幾らつぎ込むべきか、あるいは木友に幾ら、福島工場に幾らと、こう具体的にきめる段階でもございせん。そういういたしますと、新規事業に充て得る金といたしましては、十億というに相なるわけでございます。これが予算の積算と申していいかと思うのでございますが、必ずしもこの積算通りに実施することにするのが果していいかどうかという問題は、情勢の推移に応じて変更を要するものでございます。私どももいたしましては、既存工場の拡充のための資金でありますとか、こういうものについて、何かほかか節約する方法ができるだけ新規の事業に着手できるよりにいたしたい。新規の事業につきましても、いろいろ研究いたしております

すが、まだ具体的に検討いたしてありません。しかしながら、東北地方には全国に珍らしい新潟の天然ガス等の資源も持つておりますし、また水産物の漁場にも非常に近い。また広葉樹の資源も非常に多いわけでございます。こういう事業の中から、資金の許す範囲におきまして、将来有望な事業に着手したいと、事務的にはただいま考えておるわけでございます。具体的にどういふ事業をやるかというところは、審議会でも御研究願うことにいたしております。

○石田(有)委員 大体の構想が示されたのでありますが、そういたしますと、一応いろいろなのはあつてみてある。そこで採算の面であるとか、地方の事情を考慮して、地方公共団体等の関係も調整をした上で、それを決定するかというところは審議会にまかしてある、こういうことなんですか、そういうふうに了解してよろしいですね。

○植田政府委員 その通りであります。

○石田(有)委員 そこで、もう一度お伺いしたいのですけれども、今もお話があつたように、新潟の天然ガス、これは今非常に優秀なものであり、相当の量があるといわれておるのでありますが、これに対して一体どの程度調査をされておるか。経済企画庁としてはかなり経費を使つて御調査になつたやうであります。その調査の結果、もう一つは、さつきちよつと申し上げたように、軽金属で尿素の製造の問題が一応候補に上つておるやうに承わつておるのですが、こういうふうな営利会社で、しかも資金の豊富な、ほかからでも融資のできるような会社にさらに融資をするということよりは、むしろ、そ

ろ、そでなくて、特別な資金でなければ開発のできないような事業団体、あるいは地域性というものを重点的に考へべきではないかと考へるのでありますけれども、その点のお考え方はどうでございますか。

○植田政府委員 経済企画庁は、昭和三十一年度におきまして三百萬円の委託調査費をもちまして、天然ガスの調査をいたしました。御承知の通り、天然ガスの確定的な埋蔵量を調査いたしますためには、ボーリングを要するわけでございますが、ボーリングは一本おろしますのにも、一千万円かかるようなものでございますので、そういう的確なものではできませんでしたが、石油技術協会にお願いいたしました調査を、露頭調査的なものでございまして、最終的な報告は手元に届いておりませんけれども、新潟県も有望でございまして、また山形県、秋田県におきましても、相当有望なやうに考へておるわけでございます。東北の将来に期待される産業の一つとして、天然ガスは砂鉄と並んで指を屈すべきものではないかと考へておる次第であります。

次に、具体的な会社名をおあげになりまして、融資するかしないかというお話でございますが、個々の会社につきましては政府の態度を決定いたしますのはいかかかと存じます。と申しますのは、ただいま尿素工業から融資の申し入れがあるという意味ではございませぬ。その話は私は承知いたしております。原則論から申し上げますと、現在天然ガス系統の尿素あるいは硫酸製造工場は、コストの点から言ひましても、比較的利益のある産業でござい

ます。おそらく他の金融機関から融資を受ける道は大きいだろうと思ひます。従ひまして、尿素工業あるいは天然ガスを利用する硫酸工業、こういうふうにお考へ願わぬで、原則論でございますが、開発工業の運用につきましても、他の金融機関から融資が案にできるものについては、これは対象とすべきでないことは当然のことかと心得ております。

○石田(有)委員 次に、さつき西村委員も指摘されたのでありますが、地方公共団体の事業と、開発公社の事業との関係、それから各省間の関係、これは具体的に一つ事例でお尋ねするわけでありまして、新潟の信濃川の改修工事というのが行われておる。年々予算が非常に少いので、これは百年河清を待つという文字がその通りに当てはまるやうな実情です。そこで、この工事は今開屋分水の問題が起つておつて、運輸省で相当に調査されておるやうであります。開屋分水というのは、一方は港の關係があつて運輸省の所管、河川改修は建設省の所管、それをいたしますと、上流に二千歩ほどの農地が造成される、こうなると、今度はこれは農林省の所管、こうなるわけですね。こういう關係になりますと、各省間の調整が非常にむづかしいわけですね。そこでお互いに、運輸省は運輸省独自に仕事をやらうとする、建設省は建設省独自に考へて、いろいろ計画を進める、農林省は農林省独自にまたそれ考へる、こういうことになりまして、その間の調整が非常にむづかしいのです。私は、やはり経済企画庁が中心になつて進めないと、事実上促進が非常に困難をすると思ひます。そ

れから、一つは今の県の財政関係から見て、県が中心になって進めるという事は、これまで困難性がある。こういう問題こそ——今申し上げたように調査済みであります、二千町歩の美田ができる。工場用地も二十万坪からのものでできる。そうして新潟の港は、対岸貿易の関係等もあって、相当重要性がある。これは相当に工場敷地なり、たんぼなりで、採算がとれる事業じゃないか、こういう事業には、相当打ち込んでこれをやるべきではないかと考えておるのであります。そうなりますと、しかし各方面にわたりますので、相当な資金需要があるわけでありまして、そういう場合に、この開発会社と地方公共団体と、これが資金面その他において協力をしてやるということができるか、できないか、こういう点を一つ伺っておきたい。

○植田政府委員 関屋分水の問題は私も承知いたしております。関屋分水につきましても、いろいろ効果が出るわけでございますが、しかし、関屋分水をやるか、やらぬかの中心になりますものは、新潟港の将来の能力をどう持つていくかという問題と、それから技術的の観点だと思ひます。私の承知しております範囲におきましては、運輸省におきまして、その港灣計画会議でございまして、その面での結論が、まだ出ていないというふうなことも聞いております。従いまして、あれを実施するということを前提といたしまして、お話を申し上げるわけには参りませんが、あれがもしも実施される際におきましては、お話の通り各省関連が出て参らうと思ひます。そういうたときにおいては、経済企画庁は、計

画の段階におきましても、実施の段階におきましても、十分調整をとるようになしたと考へております。また、その際におきまして、工場敷地造成につきましても、県と開発会社とが協調を要する事態があれば、その際には当然考慮すべき問題かと思ひます。

○石田(青)委員 まだ調査が十分でないというお話であります。なるほどいろいろな事情もあるようでありまして、けれども、根本的には各省がそれぞれな主張を争ひ合ひますが、そういう主張が非常に濃厚なものですから、促進できない。これは国家的な見地から見て、やはり経済企画庁が中心になつて、積極的に推進されなければならぬ問題であると思ひます。これは希望の意見として申し述べておきます。

先ほどのいろいろな質問等と云うところの問題につきましても、実は欠席がございまして、よく承知しなかつたわけでありまして、いろいろな業種別について、一応それが素材として上つておるが、結論は審議会にまかせる、こういうお話でございまして、この点は了解をいたしました。それでこの点はこの程度にいたします。

次に通産省の関係で、特に数年来非常に問題になつておつた只見開発の問題であります。これは総合的な問題は省略いたしますけれども、例の黒又第一発電所が、御承知のように年度内に完了する見通しが明らかになつたわけでありまして、今度は早急に第二工事に着手をお願いしなければならぬわけでありまして、特に第四は単なる発電関係だけでなく、農業用水に回す予定になつておるわけでありまして

から、農業用水との関係から見たときに、第四を早急に着手していただきますと、土地改良事業、農地造成の方の計画が一向に進んで参りません。この点今どういふ状況になつておるか。きよりの新聞を見ますと、具体的な点は電源開発審議会が近く決定をするということでありまして、けれども、現状と、それから事務的に見た見通しを承わりたいと思ひます。

○岩武政府委員 黒又水系開発の問題は、御存じのように只見本流からの分水の問題にからんでおります。分水は奥只見の発電所の堰堤ができませんと、不可能であります。目下奥只見の方の工事を急いでおりますが、まだ奥只見の水利権がおりておりません。従つて、黒又川の上流の発電所をいつやるかという点については、実は今の確かな答えはないしかねるものであります。いすれにしても、奥只見の堰堤ができません、黒又川の発電所というものは十分な意味を持ちませんので、その関係で処理されるものであります。実はわれわれも、できるだけ早く奥只見の水利権を得まして、早く工事を完成するように奮励しておりますが、目下の見通しでは、奥只見の発電所の完成は一部にしまして、昭和三十三年の秋、こういうふうに考えております。

○石田(青)委員 さつき私も申し上げたように、具体的に決定するのは、それぞれの決定機関でありますから、それはそこで決定されるでしょう。あなに今そのはつきりした答弁を求めても無理でしょうけれども、事務的に第二についての着手の見通し、準備の段階、それから特に第四はあれだけ福島

県と新潟県が紛争をやつて、ようやく調整がついて、そして第四をやらないければ、新潟県側の農地開発の見通しがつかない、そういう状況にあるので、第二並びに第四について、どの程度に準備が進んでおるか、もし隘路があるとなれば、どういふところにあるのか、今のところの段階では、開発審議会としても決定しかねるような状況にあるのか、あるいは今年度の年次計画で、資金計画等ができればやれるのか、こういうことを具体的に伺つておきたいと思ひます。

○岩武政府委員 今申し上げましたように、奥只見の水利権が解決しなければ、黒又川の分水並びにそれに伴う発電所の計画はむずかしいということでございます。これは只見問題解決の当時そうなつております。従つて、われわれとしては、早く奥只見の水利権を解決して、奥只見の発電所の完成を急ぎ、同時にまた黒又川の方にも手を伸ばしたい、かように考えております。

○石田(青)委員 この水利権の問題は、やはり通産省が積極的にこれを促進されなければ、なかなか片づかない問題なんです。これはなるほど、いろいろひつかりもありまして、いろいろな面からこれを解決せよと言つても、無理なものでないけれども、やはり事務的にも解決の方向に努力をしてもならないと、できないことになりまして、再び紛争が起るということが私どもの心配です。そういうことのないように、事務的にも準備態勢を進めていただきたいと思ひます。

○五十嵐委員 間もなく大蔵省が見えますから、このままではしばらくお待ち願ひます。——大へんお待ちたせいたしました。北山愛郎君。

○北山委員 大蔵次官にお伺ひします。大体御存じだろうと思ひますけれども、これは東北開発促進法について、これは東北開発促進法に於いて、国民経済の発展のために東北開発をしなければならぬと思つておる者は、大いにこの促進法に期待を寄つておるわけでありまして、ところが、よく内容を見てみると、この促進法というのは、まんじゅうの衣の方だけで、あんこが一つも入っていない感じがするわけなんです。たとえば促進法を作るとか、あるいは開発審議会を作るとか、衣の方は多いのですが、肝心なあんこの第十二条というのが、あんこになつてゐるわけなんです。これが東北開発を促進する財政上の措置になつてゐる。しかるに第二項の文句をよく読んでみると、開発促進計画に基づく事業という一つの門があつて、その中で地方財政再建促進法の指定事業という、またもう一つの小さい門があつて、その次に、自治庁長官と企画庁長官の協議で定めるもののうちの重要なものについて二割補助を加算する、こういう規定であつて、こういう規定では、これは地方財政再建促進法の適用を受けておるよその地域の団体と大して差がないじゃないか、少しもありがたみがないじゃないか、これじゃ、ほかの地方財政再建団体と、補助率の引き上げの上においては、東北の各県は恩恵がないというふうに見えな。そこで、この点が問題になつた。あんこがないと見えなわけなんです。

先ほど来、企画庁、それから自治庁にいろいろお伺いしたところが、この重要なものというのは、企画庁長官と自治庁長官が相談をしてきめる重要な事業、これはまあ別ワク計算でいく、そうすれば初めてこの条項が生きてくる

というところで、この点については自治庁と大蔵省とのお話があつて、大体まとまりそうだが、自治庁としては賛成だ、企画庁も賛成だ、こういうことになつたわけです。そこで肝心かなめの台所を握つておる大蔵省側の裏づけをしていただきたい。この重要事業については別ワク計算にするのだという言明をいただければ、これでこの法案は、若干あんこが入つたのだということがはつきりするわけなんです。それで初めて採決ということになるわけなんです。こうお話をしておつたのですが、この点を明確にお答え願ひたい。

○足立政府委員 あんこの大きさの問題の御質問のようでございますが、せっかく東北開発促進法案というりっぱな法律を通そうという際でございます。あんこはなるべく大きい方がけっこうだと思えますので、大蔵省としても、今お話のように自治庁側とも相談いたしましたして、その趣旨を生かすように善処したいと思えます。

○五十嵐委員長 これにて東北開発促進法案に対する質疑は終局いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○五十嵐委員長　御異議なしと認めます。よつて、質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次これを許します。鈴木直人君。

○鈴木(直)委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま提案になっております東北開発促進法案に対して、後に申し上げますが、附帯決議をつけまして賛成の意を表する次第であります。

東北開発は、東北地方に住んでおる者どもの多年の要望でありましたが、今回は国の総合開発という見地から、限られた国土の中で、眠れる資源を持つており、また人口も比較的薄いといふところの将来性ある東北に目をつけられまして、この東北地方の開発を国の立場から積極的に取り上げられまして、東北開発という点を国策の一環として推進されることになりました、今回いわゆる東北開発の三法なるものを政府提案として出されたことに對しましては、深く敬意を表するのでありますけれども、ただいま審議をいたしております東北開発促進法は、その一つとして、なければならぬ法律でございますので、私たちは手をあげて賛意を表しておるような次第であります。

すなわち、この法律の内容とする重点は、東北開発の審議会というものを総理府の中に作りまして、審議会が慎重な審議を経た結論を総理大臣に答申し、総理大臣はこれに基いて東北開発計画というものを決定するという事でございまして、これは単に絵にかいたばかりではなく、この法律によって、総理大臣が必ずこの開発計画を決定しなければならぬ法律上の義務を持ったことは、確かに一歩前進であると思います。この開発の計画によりまして、東北開発株式会社によって行うべきものはすべて行い、また北海道東

北開発公庫法の恩恵を受けて行へべき事業はすべてそれで行い、さらに国、府県で行うところのものは、東北開発促進法によつて実施をするということでありますから、この内容には、審議会のほかに、国及び都道府県が行う

ところの事項について書かれているのが要点でございます。これにつきましては、しかば都道府県がこれを実施する場合に、特に再建整備団体となつておる都道府県であります。これに對しまして、特別の特例措置を行わなければ、いかに計画をきめましても、実施が財政的に困難であるということから、十二条の特例が行われた次第であります。この特例につきましては、われわれといたしましては、もつと積極的な特例がほしかつたと考えます。自由民主党におけるところの東北開発促進特別委員会におきましては、これより以上の財源を地方団体に付与できまして、そうして開発が積極的に行われるように立案いたしましたのであります。が、しかしながら、これを実施するところの政府といたしましては、必ずし

まして、今後の善処を要望しながら、この法案に賛成の意を表するわけなのであります。

附帯決議案を朗読いたします。

政府は左の諸点について遺憾なきよう措置すべきである。

促進計画に基く計画の実施に當つては、原則として政府資金をもつてやつてもらいたい、公募債でないようにしてもらいたいというのが第一点であります。

第二点は、この法第十二条にかか

一、東北開發促進設計圖に基く事業の實施に當つては、これに必要な地方債は、原則として資金運用部資金、その他の政府資金をもつてこれに充てること。

一、本法が東北開發に關する特別法である趣旨にかんがみ、法第十二条にかかる重要事業の決定に當つては、地方財政再建促進特別措置法に基いて政令で定める指定事業は、少くとも重要事業と定めること。

一、東北における農業の開發、又は畜産の振興上の必要により、国有林野について売払、貸付又は使用に關し國係県知事の意見の申し出があつたときは、國は国土の保全上支障のない限り、総合的な土地利用の見地から、知事の意見を尊重して、国有林野の売払、貸付又は

使用について十分配慮すること。
右決議する。

これは附帯決議でありますが、この要旨は読んで字のごとくであります。第一点は、東北開発促進計画におきましては、ほとんど大部分は地方債をもつてこれを裏づけることができるように、現在の地方財政法第五条に規定されております。しかしながら、この地方債をやる場合においては、これを公債に替へるか、あるいは資金運用部資金にするか、あるいは資金運用部資金の計画によってきまるか、あるいは資金運用部資金の計画によってきまるかと、いろいろありますが、この東北開発促進計画に附帯するものは、この東北開発促進計画に附帯するものでござい

ものでありますが、いわゆる再建整備促進法によって、指定事業は現在政令によって百分の百二十の補助を受けておる現状であります。しかしながら、政令でありますから、将来どういふふうになるかわかりませんが、少くとも東北開発におきましては、重要事業と決定したものににつきましては、再建整備法の政令の変更いかんにかかわらず、法律でもって百分の百二十を確保するというのが第二項の趣旨でありますので、その点から見ますと、この重要事業というものを、なるだけ多くの分量を決定するようにすべきである。こういうことであります。重要事業の量が多ければ多いほど、法律の裏づけによる百分の百二十の補助の確保ができますので、そういう意味におきまして、第二点の決議案を提出するような

次第であります。

第三は、東北に特有なところの国有林野であります。この払い下げ、貸付、使用につきましては、国策に沿って決定します。災害とか、あるいは新市町村とか、国有林野法とか、いろいろな法律なり政策によつて決定しますけれども、現実において営林署、営林局においてこれをやる場合には、ほとんどその政策通りには行われておりません。現地におきましては、自分の財産であることを考えて、容易にその国策なり法律の趣旨を思い切つてやるといふことが、行われていないという実

情であります。従いまして、今後は東北開発という観点から、知事からかくしてもらいたいという意見があまりなされた場合には、その知事の意見を尊重して、売り払い、貸付、使用に関して十分配慮していただきたい、この三点であります。

この附帯決議をつけまして、賛成をいたします。(拍手)

○五十嵐委員長 石田有全君。

○石田(有)委員 後進地域であります東北開発の問題につきまして、多年にわたって熱望しておりましたこの三法案が提出されました、その過程において、実は政府、与党の間において、もつと明確な内容を含んだ提案がなされるであろうことを期待いたしておつたのでありますが、いよいよ提案された内容を見ますと、その重要部分がいささかばく然としたしておりまして、失望を感じ得なかつたわけでありまして、しかしながら、この法案審議の過程におきまして、これらの点について、それぞれ関係各大臣並びに政府委員の答弁の中にやや明らかになつた次第でございますが、これが単に大臣、または政府委員の言明にとどまらず、必ずや明年または明後年において、この審議の過程において言明された事項が実現されることを期待し、本法案について、不十分ではありますけれども、一応第一年度として、その門口をあけたという点において、与党並びに政府の努力に対して感謝申し上げてしかるべきものであらうと考へるのであります。

そりう見地に立ちまして、問題は今後に残されているのでありまして、一応の道を開いたあとで、内容を盛る

か盛らないかということが、今後の問題であります。私どもも、その点については十分督促もし、監視もしなければならぬ点もあると思うのでありますが、どうかさういふ点において、特に所管大臣である経済企画庁長官は、その経過を顧みられて、明年から内容を十分盛り上げるように一段の御努力をお願いしまして、本法案に対して賛成の討論を行つ次第であります。(拍手)

○五十嵐委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。東北開発促進法案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○五十嵐委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に鈴木直人君より提出の、附帯決議を付すべしとの動議について採決いたします。この動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○五十嵐委員長 起立総員。よつて、附帯決議を付することに決しました。

この際附帯決議について政府より発言を求められております。宇田國務大臣。

○宇田國務大臣 ただいま附帯決議として御決議になりました諸点につきましては、関係の各省庁と十分打ち合せをいたしまして、政府としては御趣旨に沿うよう善処いたしたいと存じます。

○五十嵐委員長 この際お諮りいたします。先刻議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任を願

いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○五十嵐委員長 御異議なしと認め、さうに決しました。

次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

〔参照〕

東北開発促進法案(内閣提出)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月二十四日印刷

昭和三十三年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局